

令和6年度 第2回 東京都宿泊施設 バリアフリー化 促進セミナー

参加無料

東京都は、東京が世界最高の観光都市となることを目指して、観光情報の発信、受入環境の向上に向けた取組など様々な施策を展開しています。

昨年度に引き続き、宿泊施設の新たなバリアフリー化への取組みとして、高齢者や障害のある方、小さなお子様連れの方など、あらゆる人が安全かつ快適に過ごしていただけるよう、宿泊施設のバリアフリー化を図ろうとする宿泊事業者等に対してオンラインセミナーを開催します。

今回は第2回目のセミナーのご案内になりますが、順次下記東京都産業労働局のホームページにて追加セミナーのご案内をしていきます。(年度内に全5回程度の開催を予定)

皆様からの積極的なご参加をお待ちしております。

日時

令和6年10月28日(月) 14時00分～15時30分

会場

オンライン開催 (※開催日前日までに申込時にご記入いただきましたメールアドレスに視聴方法について、別途ご案内します。)

対象

都内事業者 (都内宿泊事業者、建築・設計事務所、備品製造事業者など)

定員

20名程度

プログラム

※各プログラムは予告なく変更となる場合があります。あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。

東京2025デフリンピックを前に

～聴覚障害者に求められる宿泊施設とは～

前デフサッカー男子日本代表監督を務め、国内外の遠征で多くの宿泊施設を利用した経験を通じて、障害当事者の立場から聴覚障害者が利用しやすい宿泊施設や今後の課題などについてお話しいたします。

セミナー講師紹介

植松 隼人 前デフサッカー男子日本代表監督

1982年品川区生まれ。サインフットボールしながわ代表兼コーチ。日進工具株式会社所属。生まれつき聴覚に障害があり、2010年にはデフフットサル日本代表に選ばれ国際大会等で活躍。その後、日本代表コーチと監督を経て、2023年デフサッカーW杯で準優勝という過去最高成績を残す。現在は少年サッカーのコーチとしてサインフットボールしながわスクールの指導および運営を行うとともに、デフリンピックの啓蒙や共生社会の実現に向けて講演会を行うなど日々精力的に活動している。



ファシリテーター

富樫 正義 公益財団法人 日本ケアフィット共育機構 共育室 室長

東京都生まれ。桜美林大学院老年学研究科修士課程修了。法務事務所等を経て、現在、公益財団法人日本ケアフィット共育機構に勤務。サービス介助士、防災介助士認定インストラクター。企業や教育機関などで高齢者や障害のある方に対する介助技術を含めた接遇について、障害者差別解消法についての講演を多く担当。近年はボランティア組織の構築、施設のユニバーサルチェック、災害時の避難行動要支援者対策なども担当している。



お申込み
方法



専用ウェブサイトよりお申込みください。

<https://forms.office.com/r/HeVbMkKAPj>

※お申込みの方には、別途事務局よりセミナー配信当日のアクセス用URLをメールにてお送りいたします。
※視聴方法はzoomによるオンライン配信ならびにYouTube LIVE配信となります。



お問合せ

東京都宿泊施設バリアフリー化促進事務局 株式会社JTB 東京交流創造事業室内
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階 TEL : 03-5539-5248 FAX : 03-5539-5250
E-mail : info@tokyo-barrierfree.jp 営業時間 : 平日10:00～17:00 土日祝日休

東京2025 デフリンピック とは

2025年11月15～26日に東京都内を中心に開かれるデフアスリートを対象とした国際総合スポーツ競技大会。オリンピック・パラリンピックと同じく4年に1度、夏季・冬季大会が開かれる。1924年にパリで第1回デフリンピックが開催されてから100周年となる。70を超える国・地域から約3000人の選手が出場し、東京、福島、静岡の3都県で陸上、サッカーなど21競技が開催される。
公式ホームページ：<https://www.deaflympics2025.com/>

今年度実施分セミナー（第1回）をご覧になりたい方は下記よりご覧頂けます。（YouTube限定配信）

第1回 実施分
(5月29日 配信分)

第一部：(1) 宿泊施設バリアフリー化支援補助金について
～補助金の申請方法～
公益財団法人 東京観光財団 観光産業振興部 観光インフラ整備課
宿泊施設バリアフリー化支援補助金担当

(2) とうきょうユニバーサルデザインナビの紹介
～活用方法、掲載情報について～
公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室
ユニバーサルデザイン担当

第二部：車いすの建築士によるバリアフリー提案
～誰もが快適に過ごせる宿泊施設とは～
～「心のバリアフリー」を追求する宿泊施設への提案～
阿部 一雄
阿部建設株式会社 代表取締役社長

▶ <https://youtube.com/live/O9Hf4il9Rpc>



過去実施分セミナーをご覧になりたい方は下記よりご覧頂けます。（YouTube限定配信）

- 令和5年度実施セミナー：https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/r5_yado_barrierfree_seminar_movie.pdf
- 令和4年度実施セミナー：https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/r4_yado_barrierfree_seminar_movie_1.pdf
- 令和3年度実施セミナー：https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/r3_yado_barrierfree_seminar_movie.pdf

アドバイザー派遣のご案内（無料）／宿泊施設バリアフリー化支援補助金のご案内

東京都は、障害者や高齢者など、あらゆる人が安全かつ快適に過ごしていただけるよう、バリアフリー化に取り組む宿泊事業者に対して支援補助金等の支援を行っています。宿泊事業者がバリアフリー化に取り組む際に必要となるハード面、ソフト面、経営等に関するアドバイザー派遣を実施します。これまでホテルのバリアフリー化に携わってきた一級建築士や備品に関する専門家が直接宿泊施設までお伺いして、それぞれの課題の解決にあたります。利用料無料ですので、この機会に是非ご利用ください。（詳細は宿泊施設バリアフリー化促進事務局までお問い合わせください。）

【支援例】

- バリアフリー化のハード面（施設整備・客室整備・備品購入等）及びソフト面（従業員研修等）からの助言
 - バリアフリー化実施後の経営面からの助言
 - バリアフリー情報の発信及び宿泊施設バリアフリー化支援補助金の利用に関する助言
- ※申請時に必要な設計図面等の作成については、当該支援の対象外となります。

- 1 補助対象者** 都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設
- 2 補助対象経費及び補助率等** 下記のとおり（※については条件があります）

※整備をする箇所ごとに審査基準が設けられています。
審査基準は「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（建築物編）」又は「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」を準用しています。
※施設・客室が既にバリアフリー化されている場合、備品購入のみのご申請も可能です。
備品は「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（建築物編）」又は「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」等に掲載されているものが対象となります。詳細については下記をご参照ください。

- 東京都福祉局ホームページ
「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル 令和5年（2023年）10月改訂版」
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/manual05.html>
- 国土交通省ホームページ
「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

補助対象経費	延床面積1,000㎡未満の施設		延床面積1,000㎡以上の施設	
	補助率	補助上限額	補助率	補助上限額
(1) 施設整備 ※8	4/5	3,000万円(6,000万円) ※5	2/3	2,500万円(5,000万円) ※5
(2) 客室整備 ※1 ※8	3/4 ※2	4,000万円(8,000万円) ※6	2/3 ※2	3,500万円(7,000万円) ※6
	4/5 ※3	4,200万円(8,400万円) ※6	3/4 ※3	4,000万円(8,000万円) ※6
	9/10 ※4	4,800万円(9,600万円) ※6	4/5 ※4	4,200万円(8,400万円) ※6
(3) 備品購入	4/5	320万円	2/3	270万円
(4) 実施設計 ※7	4/5	100万円	2/3	90万円
(5) コンサルティング	2/3	100万円	2/3	100万円

※1 「建築物バリアフリー条例に定める一般客室」又は「車いす使用者用客室」を目指す整備
 ※2 15㎡未満の建築物バリアフリー条例に定める一般客室の整備を行う場合
 ※3 車いす使用者用客室の整備を行う場合及び15㎡以上の建築物バリアフリー条例に定める一般客室の整備を行う場合
 ※4 車いす使用者用客室の整備で、客室出入口の有効幅を90cm以上とする場合
 ※5 以下に示す敷地内の整備を含む2種類以上の整備を行う場合
 ①敷地内の通路、②出入口、③廊下等、④階段、⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、⑥エレベーター、⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、⑧駐車場
 ※6 客室を6室以上（改修前を基に判断）バリアフリー化する場合
 ※7 (1)又は(2)と同時に申請したもののみ対象とする。
 ※8 建築物バリアフリー条例に基づく新設に伴う設置義務の部分は対象外

3 アドバイザー派遣の利用回数 最大5回まで

※申込先着順（50事業者程度）
 ※申込期間：令和6年4月26日（金）～令和7年3月21日（金）
 ※派遣期間：令和6年5月1日（水）～令和7年3月28日（金）

※申込方法：下記専用申込ウェブサイトよりお申込みください。
<https://forms.gle/YytjNQAkMLF624Y9>



東京都産業労働局「宿泊施設バリアフリー化支援事業」については下記をご参照ください。

東京都 宿泊施設バリアフリー化促進事業 <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/kakusyu/free2/>